

コーポレート・ガバナンスの強化

シチズングループのコーポレート・ガバナンス

シチズングループは、シチズン時計の社名の由来である「市民に愛され市民に貢献する」を企業理念とし、地域社会はもとより地球環境と調和した永続的な企業活動を通して、社会への貢献や企業価値の向上に努めています。また、企業価値を継続的に高めていくためには、経営の透明性確保と多面的な経営への監督機能が重要と認識し、コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取り組みを実践しています。

コーポレート・ガバナンス体制

シチズン時計は、事業内容に精通した取締役5名と独立性が高い社外取締役3名で取締役会を構成し、業務執行に関する決定と業務執行の監督を行っています。

また、監査役会制度を採用し、社外監査役2名を含む3名で監査役会を構成しています。

当社は、経営の透明性を高めるために、任意の機関として指名委員会および報酬委員会を設置しています。

指名委員会は、代表取締役、取締役社長および取締役会長の選定または解職に関する事項を審議し、取締役会に提案すること、役員の選任または解任に関し、取締役会または取締役社長その他の取締役の諮問に応じて審議し、答申すること、取締役社長および取締役の後継者計画に関し、取締役会または取締役社長その他の取締役の諮問に応じて審議し、答申することなどを主な職務としています。

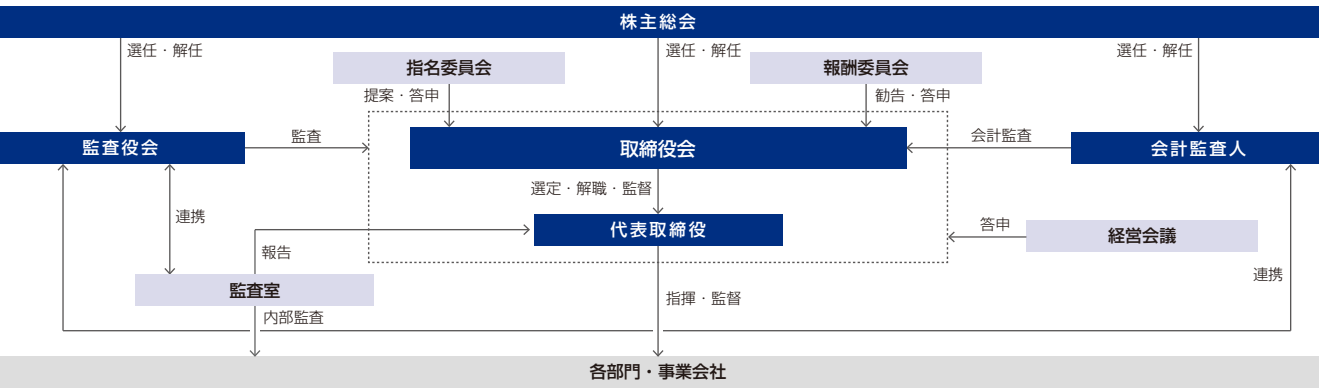
報酬委員会は、取締役が受ける報酬等の方針および基

シチズングループでは、グループ全体の事業目標の達成を通じた持続的な成長を確実なものとするため、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めています。世界の経済や社会がこれまでにないスピードで変化している中、直面するさまざまな社会課題に対応するために、シチズン時計が中心となり、グループ全体を管理・監督しています。

準に関する事項を審議し、取締役会に対し勧告することを主な職務としています。

各委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役で構成されており、委員の過半数は社外取締役が占め、1名以上の代表取締役を含むものとしています。なお、各委員会の委員長は、委員の互選によって社外取締役から定めています。

各監査役は、監査役会の定めた監査方針や監査計画に従い、取締役会、経営会議および事業ごとの会議等への出席、取締役等からの職務執行状況の報告や重要な決裁書類等の閲覧、業務および財産の状況の調査等により取締役の業務執行の厳正な監査を実施しています。また、会計監査人である監査法人日本橋事務所より会計監査の報告を受け、会計監査人と協力してシチズン時計および子会社の監査業務等を効率的に実施し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実にに向けた取り組みを行っています。



※ 取締役8名(社外取締役3名含む)／監査役3名(社外監査役2名含む)

取締役会構成とダイバーシティ

シチズン時計では、ジェンダーや国際性等の多様性に配慮して、経営戦略の達成に向けて取締役会の役割・責務を実効的に果たすために必要な知識や経験、能力として、「企業経営／経営戦略」「販売／マーケティング／DX」「研究開発／テクノロジー」「財務／会計」はもちろんのこと、「国際ビジネス」「人材開発／ダイバーシティ」

「ESG／サステナビリティ」についても取締役に期待する役割に掲げています。

なお、役員の選任に当たっては、会社法その他の法令に定める役員となる要件を備えていることや、役員にふさわしい人格および識見を有し、その職責を全うできることなどを条件に決定しています。

取締役会の実効性評価

シチズン時計では取締役会のより一層の機能強化を目的に、取締役会の実効性に関する評価・分析を実施した結果、運営、議題、体制を中心に取締役会は有効に機能し

ており、取締役会の実効性が確保されていることを確認しました。

1. 評価の方法	当社は取締役会の実効性を分析・評価するため、取締役及び監査役全員に対し、毎年、取締役会に関するアンケートを外部機関による実効性評価ツールを使用して実施しております。本年度のアンケートは外部機関の作成した質問を利用して、自己評価に関する質問を含めて実施しました。実施後は分析・評価結果を取締役ににて確認しております。 ●対象：取締役及び監査役全員（11名） ●時期：2024年2月27日～3月9日 ●設問：全15問 - 第1 取締役会の運営に関する質問（全2問） - 第2 取締役会の議題に関する質問（全8問） - 第3 取締役会を支える体制に関する質問（全2問） - 第4 自己評価に関する質問（全3問）
2. 結果の概要	締役会の実効性評価に関するアンケートの結果については、各取締役及び各監査役の評価は総じて高く、取締役会は有効に機能しており、その実効性が確保されていることが確認されました。なお、各設問に対する評価は以下のとおりです。 第1 取締役会の運営 資料の分量は必要十分で、質問や意見を形成するには十分であり、不足する場合には、別途情報提供されている。事前の情報提供は、内容を確認できる一定の期間が確保されており十分検討できる、との回答となりました。 第2 取締役会の議題 重要な議題は事前協議等で説明がなされ、取締役会において制約を設けず十分な時間を使って議論し意思決定している。各事業において資本コストを含めたKPIが設定され、計画の進捗報告により適時適切に管理、評価、監督されている。また、サステナビリティについては定期的に委員会の報告がされている。DXについては専門の部門が設置され、グループ全体でDXを意識した業務改善や人材育成が推進されている、との回答となりました。 第3 取締役会を支える体制 月次で事業環境の報告がされ、市場動向や競合情報などは適宜報告されている。IR活動での株主や投資家の意見も取締役に共有されている。また、トレーニングについては、役員研修会の参加など機会が提供されており、オンラインでの学習や講師を招いての勉強会など、知識習得と意識向上の機会を得ている、といった回答となりました。

シチズン時計は、経営者としての豊富な経験や幅広い見識または企業財務、会社法務等の高い知識や見識を有することなどを重視し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役または社外監査役の選任に努めています。

なお、経営戦略の達成に向けて取締役会の役割・責務を実効的に果たすために必要な知識、経験、能力を定め、スキル・マトリックスに開示しています。

リスクマネジメントの強化

リスクマネジメントについての基本的な考え方

シチズングループでは、グループ全体の事業目的の達成や健全かつ持続的な発展をより確実なものとするため、リスクを把握・分析評価しながら対処し適切に管理する活動を展開しています。

シチズングループの考えるリスクマネジメントは、危

機を未然に防ぐための「リスクマネジメント」と、発生した危機に対しリスクを最小限に抑えるための「クライシスマネジメント」の2つのプロセスをあわせた管理の概念として捉えています。

重要リスクに対する主な取り組み

シチズングループ全体の事業や社会に及ぼす影響が懸念される重要リスクに関して、2024年度は重要リスクの見直しを行い、11項目のリスク領域（経理／財務、情報システム、人事、総務、公正取引、安全保証貿易、知財、環境、情報管理、CSR、品質）を策定しました。今後は第三者の有識者からの意見を交えつつ、トップマネジメントで対処にあたります。なお、例えば労働環境に関する安全配慮義務違反をグループ共通のリスク（人事）に取り入れるなど、グループ共通の重要リスクや各社固有のリスク情報をグループ間で共有してナレッジやノウハウの共有を図ることで、グループ全体で均一なリスクマネジメントを目指します。

また2024年度は、重要リスクの中でも「環境」「情報管理」の2項目を最重要リスクと捉え、リスクの顕在化や対策強化を図ります。環境については、有害化学物質の取り扱いに関して、予期せぬ漏えいの防止や大規模災害発生の徹底防止に努めるプロセス安全管理システムの考え方を参考に、レポートラインを整備するなど対策強化を図ります。情報管理に関しては、EU個人情報・一般データ保護規則（GDPR）および各国・地域の個人情報保護規制違反リスクが増大していることから、情報セキュリティ事故の事象別判定基準の見直しを行うなど、主に個人情報の流出に着目した対応を行います。

2024年度グループ重要リスク

領域	グループ重要リスク
経理／財務	・開示情報の誤謬・不正リスク ①海外子会社の会計基準 ・開示情報の誤謬・不正リスク ②内部統制の整備 ・BEPS対応／移転価格による課税リスク
情報システム	・ソフトウェアライセンス違反 ・ビジネスEメール詐欺による被害 ・内部不正による情報漏洩 ・情報システム停止による業務停止 ・サイバー攻撃による情報漏洩
人事	・外国人育成就労制度、特定技能に対する法令違反 ・国籍、LGBTQ等にかかる差別的取扱い ・安全配慮義務違反
総務	・事業停止リスクへの対応（BCM体制）
公正取引	・贈収賄規制違反 ・独占禁止法違反 ・偽装請負
安全保障貿易	・米国経済制裁法違反 ・輸出入関連規制違反
知財	・当社による知的財産権侵害
環境	・気候変動への対応遅延 ・工場施設からの有害物質の漏えい、流出、環境違反 ・含有化学物質管理違反（RoHS、REACHなど）
情報管理	・EU個人情報・一般データ保護規則（GDPR）含む個人情報保護規制違反およびデータ漏えい
CSR	・現代奴隷法違反 ・カリフォルニア州サプライチェーン透明法違反 ・社会的責任の不履行
品質	・品質コンプライアンス違反

コンプライアンスの徹底

コンプライアンスについての基本的な考え方

シチズングループでは、2005年4月から国連グローバル・コンパクトに参加しており、4分野10原則に賛同しその実現に向けた努力を継続するだけでなく、「市民に愛され市民に貢献する」という企業理念を定めるとともに、その具体的な行動指針として「シチズングループ行動憲章」を定め、良き企業市民としてどのようなすべきか常に考え行動することを心掛けています。「シチズングループ行動憲章」第3条では、「公正、透明、自由な競争、責任ある商行為を実践します」と定め、法令遵守のみならず、

高い倫理観を持って行動するように努めています。また、事業がグローバルに拡大して複雑化する日々の業務において、不正や汚職を含むあらゆる腐敗の徹底した排除を目的として、2020年4月には、腐敗行為に対するグループの考えや姿勢を体系的に示す「シチズングループ腐敗防止方針」を制定しました。この方針も踏まえ、従業員一人ひとりがコンプライアンスに対する高い意識を持ち、お客様やお取引先様といったステークホルダーとの健全な関係性や信頼の構築に努めます。

コンプライアンスホットライン（内部通報）

シチズングループでは、法令遵守、汚職・腐敗を含む不正行為※1等の未然防止および早期発見、自浄作用の向上のためシチズン時計、各グループ会社、外部機関のそれぞれに匿名でも通報や相談・提案が可能なコンプライアンスホットライン設置による内部通報制度を整備しています。

制度の運用に際して、消費者庁の定める内部通報ガイドラインやコーポレートガバナンス・コードを参考に「グループコンプライアンスホットライン規程」を整備し、利用者の秘密の厳守・不利益な扱いの禁止などを定めるとともに、利用者・担当者双方のガイドラインも策定して受付対応の均一化を図るなど、離職後1年未満の退職者も含めて安全かつ手軽に通報できる環境を整備しており、2022年6月1日に施行された改正公益通報者保護法にも対応した制度となっています。また、制度の実効性を高めるためにも通報者に対する不利益な取扱いの禁止の徹底といった通報者保護についての周知が不可欠です。2022年度調査ではホットラインの認知度は

84.0%であり、2023年度は、従来の役職者研修やイントラネット専用ページでの告知に加え、QRコードによる通報窓口案内を休憩室など社内随所に設置する施策を展開し、認知度は87.0%となり5年連続で制度周知を高めることができています。

なお2023年度の社内通報等件数は30件（社内窓口24件、社外窓口5件、監査役1件）※2で、全ての通報に対して調査や是正措置を実施した結果、重大な人権侵害や腐敗防止方針違反に該当する事例はありませんでした。

2024年度も引き続きホットラインの周知を図るとともに、寄せられた意見のさらなる活用や、業務のリモート化など新しい働き方に関するルールの整備を通じて、コンプライアンスの徹底に向けた環境づくりに取り組んでいきます。

※1 不正行為の防止は、「シチズングループ行動憲章」の第3条では、「公正、透明、自由な競争、責任ある商行為を実践します」と定めています。（公正、透明、自由な競争、政府機関等との対応、輸出入管理、反社会的勢力との接触禁止、マネーロンダリングの防止、責任ある、持続可能な調達）

※2 全ての通報に対して調査や是正措置を実施した結果、重大な人権侵害や腐敗防止方針違反に該当する事例はありませんでした。